

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第一号

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則

(広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部改正)

第一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則(昭和五十三年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号。以下「条例」という。) 第七条第一項、同条第二項、第九条第四項及び第十九条の規定に基づき、広島県立総合リハビリテーションセンターの使用に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第八条 利用料金の減免を受けようとする者は、医療センター、若草園、若草療育園、わかば療育園、児童発達支援センター、あけぼの又は宿泊施設を利用する場合にあつては別記様式第六号による利用料金減免申請書を、スポーツ交流センターを利用する場合にあつては別記様式第七号による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条 前条第一項第三号に定める場合に利用料金若しくは手数料を後納し、又は同条第一項各号に定める場合にこれらの分納をしようとする者は、利用料金については別記様式第九号による利用料金後納(分納)申請書を指定管理者に、手数料については別記様式第十号による手数料後納(分納)申請書を知事に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第十一条 この規則に定めるもののほか、広島県立総合リハビリテーションセンターの管理に關して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号。以下「条例」という。) 第七条第一項、同条第二項、第九条第四項及び第十九条の規定に基づき、広島県立障害者リハビリテーションセンターの使用に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第八条 利用料金の減免を受けようとする者は、医療センター、若草園、若草療育園、あけぼの又は宿泊施設を利用する場合にあつては別記様式第六号による利用料金減免申請書を、スポーツ交流センターを利用する場合にあつては別記様式第七号による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条 前条第一項第三号に定める場合に利用料金若しくは手数料を後納し、又は同条第一項各号に定める場合にこれらの分納をしようとする者は、利用料金については別記様式第九号による利用料金後納(分納)申請書を指定管理者に、手数料については別記様式第十号による手数料後納(分納)申請書を知事に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第十一条 この規則に定めるもののほか、広島県立障害者リハビリテーションセンターの管理に關して必要な事項は、別に定める。</p>

<p>別記様式第一号中「広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例」を「広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例」とし、「広島県立障害者リハビリテーションセンター指定管理者」を「広島県立総合リハビリテーションセンター指定管理者」に改める。</p> <p>別記様式第二号から別記様式第四号までの様式中「広島県立障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立総合リハビリテーションセンター」と改める。</p> <p>別記様式第五号中「広島県立障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立総合リハビリテーションセンター」とし、「若草園及び若草療育園」を「若草園、若草療育園及びわかば療育園」に改める。</p> <p>別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第九号中「広島県立障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立総合リハビリテーションセンター」に改める。</p> <p>(広島県立障害者療育支援センター使用規則の一部改正)</p> <p>第二条 広島県立障害者療育支援センター使用規則(昭和五十八年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>別記様式第一号中「広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例」を「広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例」とし、「広島県立障害者リハビリテーションセンター指定管理者」を「広島県立総合リハビリテーションセンター指定管理者」に改める。</p> <p>別記様式第二号から別記様式第四号までの様式中「広島県立障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立総合リハビリテーションセンター」と改める。</p> <p>別記様式第五号中「広島県立障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立総合リハビリテーションセンター」とし、「若草園及び若草療育園」を「若草園、若草療育園及びわかば療育園」に改める。</p> <p>別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第九号中「広島県立障害者リハビリテーションセンター」を「広島県立総合リハビリテーションセンター」に改める。</p> <p>(広島県立障害者療育支援センター使用規則の一部改正)</p> <p>第二条 広島県立障害者療育支援センター使用規則(昭和五十八年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>広島県立松陽寮使用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、広島県立松陽寮設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第一号。以下「条例」という。)第五条第一項、第七条第三項及び第十七条の規定に基づき、広島県立松陽寮(以下「松陽寮」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>広島県立障害者療育支援センター使用規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号。以下「条例」という。)第五条第一項、同条第二項、第七条第三項及び第十七条の規定に基づき、広島県立障害者療育支援センター(以下「療育支援センター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(診療科)</p> <p>第二条 療育支援センターわかば療育園(以下「わかば療育園」という。)の診療科は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 内科 二 精神科 三 小児科 四 整形外科 五 リハビリテーション科 六 歯科 <p>(使用等の手続)</p> <p>第三条 わかば療育園で入院診療を受けようとする者は、別記様式第一号による入院申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(利用の申込み)</p>	

第二十条 条例第五條第一項の規定により、松陽寮の宿泊施設、会議室及び研修室（以下「宿泊施設等」という。）を利用しようとする者は、別記様式第一号による松陽寮宿泊施設等利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の端数処理）

第二十一条 条例の規定により算定した利用料金の総額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（利用料金の減免）

第二十二条 条例第八條第二号又は第三号に該当する場合は、松陽寮の会議室及び研修室の利用料金の五分の一に相当する額を減額する。

2 条例第八條第一号又は第四号に該当する場合は、知事が別に定めるところにより利用料金を減額又は免除する。

（利用料金の減免申請）

第二十三条 利用料金の減免を受けようとする者は、別記様式第二号による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の後納又は分納）
第二十四条 条例第七條第三項ただし書の知事が別に定める場合は、利用料金の全部又は一部を即納し難い事情があると認められる場合とする。

2 前項の規定による申請は、本人又はその世帯主からこれをしなければならぬ。ただし、本人又はその世帯主が申請することができないときは、本人の親族その他関係者から申請することができる。

3 条例第五條第二項の規定により、療育支援センターの宿泊施設、会議室及び研修室（以下「宿泊施設等」という。）を利用しようとする者は、別記様式第二号による療育支援センター宿泊施設等利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金等の端数処理）

第二十五条 次の各号に掲げる場合の端数処理については、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 条例別表第一備考一及び備考二の規定により算定した診療料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を切捨て
 - 二 条例別表第一備考一の規定により算定した食事療養料の額に一円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入
 - 三 条例別表第一備考二の規定により算定した食事療養料の額に十円未満の端数がある場合 当該端数を四捨五入
- 2 条例の規定により算定した利用料金及び手数料（前項各号に掲げる診療料及び食事療養料を除く。）の総額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（利用料金の減免）

第二十六条 条例第八條第三号又は第四号に該当する場合は、療育支援センターの会議室及び研修室の利用料金の五分の一に相当する額を減額する。

2 条例第八條第一号、第二号又は第五号に該当する場合は、知事が別に定めるところにより利用料金を減額又は免除する。

（利用料金等の減免申請）

第二十七条 利用料金等の減免を受けようとする者は、別記様式第三号による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 手数料の減免を受けようとする者は、別記様式第四号による手数料減免申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金等の後納又は分納）
第二十八条 条例第七條第三項ただし書の知事が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 入院料その他入院患者の利用料金又は手数料の場合
- 二 応急の診療を要し、利用料金又は手数料の全部又は一部を即納する暇がない場合

<p>2 (略)</p> <p>(利用料金の後納又は分納申請) <u>第七条</u> 前条第一項に定める場合に利用料金を後納又は分納しようとする者は、別記様式第三号による利用料金後納(分納)申請書を指定管理者に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>(補則) <u>第八条</u> この規則に定めるもののほか、<u>松陽寮</u>の管理に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>2 (略)</p> <p>三 その他利用料金又は手数料の全部又は一部を即納し難い事情があると認められた場合</p> <p>(利用料金等の後納又は分納申請) <u>第八条</u> 前条第三号に定める場合に利用料金若しくは手数料を後納し、又は同条第一項各号に定める場合にこれらを分納しようとする者は、利用料金については別記様式第五号による利用料金後納(分納)申請書を指定管理者に、手数料については別記様式第六号による手数料後納(分納)申請書を知事に提出し承認を受けなければならない。</p> <p>(補則) <u>第九条</u> この規則に定めるもののほか、<u>療育支援センター</u>の管理に関して必要な事項は、別に定める。</p>
--	---

別記様式第一号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

松陽寮宿泊施設等利用申請書

（略）

広島県立松陽寮指定管理者様

（略）

なお、施設の利用については、広島県立松陽寮使用規則を固く守ります。

（略）

（略）			
（略）			
宿泊施設	利用者の別	障害児者等、小学校就学の始期に達するまでの者又は奉仕活動の目的で利用する者	人
		松陽寮の入所者の3親等以内の親族	人
		研修のために利用する者	人
		その他の者	人
		計	人

注 （略）

改正前

別記様式第2号（第3条関係）

療育支援センター宿泊施設等利用申請書

（略）

広島県立障害者療育支援センター指定管理者様

（略）

なお、施設の利用については、広島県立障害者療育支援センター使用規則を固く守ります。

（略）

（略）			
（略）			
宿泊施設	利用者の別	知的障害者、重症心身障害児等、小学校就学の始期に達するまでの者又は奉仕活動の目的で利用する者	人
		療育支援センターの入所者の3親等以内の親族	人
		研修のために利用する者	人
		その他の者	人
		計	人

注 （略）

別記様式第2号 (第5条関係)

利用料金減免申請書 (略)	
広島県立松陽寮指定管理者様	
(略)	
利用者との続き柄	
(略)	
利用者の氏名又は は 名 称	
(略)	
注 (略)	

別記様式第3号 (第6条関係)

利用料金減免申請書 (略)	
広島県立障害者療育支援センター指定管理者様	
(略)	
患者又は利用者との続き柄	
(略)	
患者又は 利用者の氏名又は は 名 称	
(略)	
注 (略)	

別記様式第四号を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別記様式第3号（第7条関係）

利用料金後納（分納）申請書 （略）	
広島県立松陽寮指定管理者様 （略）	
利用者との続き柄 （略）	
利用者の氏名 又は名称	
（略）	
注（略）	

別記様式第5号（第6条関係）

利用料金後納（分納）申請書 （略）	
広島県立障害者療育支援センター指定管理者様 （略）	
患者又は利用者との続き柄 （略）	
患者又は 利用者の氏名 又は名称	
（略）	
注（略）	

別記様式第六号を削る。

(広島県会計規則の一部改正)

第三条 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十七号その九中「福山市センター、福山市草園及び福山市若草園センター」を「総合ユニバーサルセンター及び福山市草園」に改める。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第四条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 健康福祉局各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課―社会援護課 (略) 障害者支援課 一―十二 (略) 十三 広島県立総合リハビリテーションセンターに関する事。 十四 広島県立松陽寮に関する事。 十五―二十 (略) 二・三 (略)</p>	<p>(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 健康福祉局各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康福祉総務課―社会援護課 (略) 障害者支援課 一―十二 (略) 十三 広島県立障害者リハビリテーションセンターに関する事。 十四 広島県立障害者療育支援センターに関する事。 十五―二十 (略) 二・三 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年二月八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則及び広島県立障害者療育支援センター使用規則に規定する様式で行われている申請は、それぞれ、この規則による改正後の広島県立総合リハビリテーションセンター使用規則及び広島県立松陽寮使用規則に規定する様式で行われている申請とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の様式により作成された広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター回数利用券は、引き続き使用することができる。